

## 国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前)

久野秀男

### 目 次

#### まえがき

- I. 開題
- II. 国立銀行『決算公(広)告』法制の確立
- III. 公(広)告財務諸表体系のルーツ
- IV. わが国で最初の株式会社・『決算公(広)告』: 明治七年七月・第一国立銀行(「東京日々新聞」)
- V. 第一国立銀行の二元的財務諸表体系
- VI. 実証研究の補遺
  - (1) 第百十六国立銀行(株式会社・新発田銀行)の場合
  - (2) 第百三十九国立銀行(株式会社・百三十九銀行)の場合
  - (3) 第六十九国立銀行(株式会社・六十九銀行)の場合
  - (4) 第七十一国立銀行(株式会社・村

#### 山銀行)の場合

(以上、第25卷・第1号)

#### 〈承前〉

- I. 開題
- II. 国立銀行の二元的財務諸表体系(承前)
- III. 『決算公(広)告』の類型: 「東京日々新聞」(自明治七年七月) —— 公告・「損益勘定」(Profit and Loss Account) の「類型」 ——
- IV. 第四国立銀行・『決算公(広)告』の注目すべき推移
- V. 事例研究: 「並列型」(parallel type) と「直列型」(series type)
  - (1) 第一国立銀行の場合
  - (2) 第十七国立銀行の場合

### I. 開題

筆者(久野)は、『経済論集』第25巻・第1号(1988.6)に発表した前稿《国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題》において、第一・第四・第五の各国立銀行および第百十六・第百三十九・第六十九・第七十一の各国立銀行について、新聞に公(広)告の財務諸表の体系を詳細に検討してその問題点を指摘しておいた。この論考では、明治七年七月から

明治十三年八月にいたる間の「東京日々新聞」に掲載されている多数の国立銀行の『決算公(広)告』および第一・第十七の両国立銀行の「半季実際考課状」その他を詳細に検討し、とくに次掲の諸点に即して問題の所在を一層鮮明にしたいと思う。

(1) 第一国立銀行の『決算公(広)告』は、多少の紆余曲折があったが、結局は、「総勘定」・「貯蓄金勘定」・「損益勘定」のトリオからなる「定型」に落ち着いた。それぞれ、「利益金処分前貸借対照表」・「利益剰余金計

算書」(積立金計算書)・「利益金処分計算書」である。筆者(久野)は、これら3勘定を「定型」のトリオと名付けておく。

(2) 新聞に公(広)告された「損益勘定」は、各国立銀行それぞれにさまざまであったが、共通した特徴を表した様式が認められる。いくつかの類型に分けて検討したい。第一国立銀行の場合のように、「損益勘定」すなわち「利益金処分計算書」つまり Profit and Loss Account の Published Form となるケースはこの時期ではむしろ少なかった。とくに注目したい。

(3) 第一国立銀行の「定型」のトリオが、『銀行簿記精法』に例示された「香港上海銀行」の「身代及ヒ負債ノ抜書」・「損益勘定書」・「貯蓄金」のトリオに由来することは、まず間違いかろう。ともに「損益計算書」が存在しないことをとくに強調しておく。

(4) この「香港上海銀行」に由来するこれら「定型」のトリオを継承した銀行はむしろ少ない。先の「東京日々新聞」にみるかぎり、僅かに第四・第十の両国立銀行があるのみであった。

(5) 「損益勘定」に関するかぎり、この時期では Profit and Loss Account の Detailed Form すなわち「損益計算」・「処分財源調整計算」・「利益金処分計算」のことごとくを網羅した「損益および利益金処分結合計算書」を公(広)告する国立銀行が多かった。国立銀行や普通銀行が、「利益金処分前貸借対照表」とともに Profit and Loss Account の Published Form である「利益金処分計算書」を公(広)告するようになるのは、だいぶ後のことであった。

(6) 「定型」のトリオから「貯蓄金(積立金・貯蓄積立金)勘定」を除き「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」を公(広)告した国立銀行もあった。準「定型」ともみるべきこのペアを採用したものまで含めると、第一国立銀行の「定型」を踏襲した

国立銀行の数はややふえる。

この論考では、『第一国立銀行半季実際考課状総』、『第四国立銀行半季実際考課状総』(以上、私蔵)および九州近代史料刊行会・『九州近代史料叢書第七輯第十七国立銀行史料上・半季実際考課状』と、「東京日々新聞」(国立国会図書館、マイクロフィルム)に所掲の各国立銀行の『決算公(広)告』を検討する。

国立銀行の『決算公(広)告』について、新聞刊行の年月日、国立銀行名および決算回数を一覧すると、次掲のとおりである。なお、ゴチャック体は、第一国立銀行の「定型」のトリオおよび準「定型」のペアを継承した諸銀行である。

#### 国立銀行・『決算公(広)告』 (「東京日々新聞」)

明治七年七月七日	第一国立銀行 (毎月実際報告)
二十二日	第一国立銀行(第二回)
八年一月十七日	第一国立銀行(第三回)
七月十五日	第一国立銀行(第四回)
明治九年一月二十日	第一国立銀行(第五回)
七月二十二日	第一国立銀行(第六回)
明治十年一月二十五日	第一国立銀行(第七回)
七月二十四日	第四国立銀行(第七回)
二十七日	第一国立銀行(第八回)
二十八日	第三国立銀行(第二回)
三十一日	第一国立銀行(第八回)
明治十一年二月六日	第一国立銀行(第九回)・ 第二国立銀行(第七回)・ 第三国立銀行(第三回)・ 第四国立銀行(第八回)・ 第二十国立銀行(第一回)
七月十七日	第三国立銀行(第四回)
十九日	第三国立銀行(第四回)・ 第二国立銀行(第八回)
二十二日	第二国立銀行(第八回)
二十三日	第一国立銀行(第十回)・ 第四国立銀行(第九回)
明治十二年一月十七日	第四十四国立銀行(第一回)
二十一日	第七十四国立銀行(第一

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前) (久野)

	回)	五国立銀行(第五回)・第 三十三国立銀行(第三回) ・第四十五国立銀行(第 二回)・第百十八国立銀 行(第二回)・第二十七國 立銀行(?)・第三十國立 銀行(第三回)
二十二日	第十国立銀行(第四回)・ 第九十五国立銀行(第一 回)	
二十四日	第三十国立銀行(第二回)	
二十五日	第二十国立銀行(第三回)	
二十七日	第二国立銀行(第九回)・ 第十五国立銀行(第四回) ・第四十四国立銀行(第 一回)・第九十五国立銀 行(第一回)	
二十八日	第一国立銀行(第十一回)	二十九日 第十五国立銀行(第五回) ・第百四国立銀行(第二 回)・第二十国立銀行(第 四回)・第二国立銀行(第 十回)・第八十五国立銀 行(第一・二回)・第百十 二国立銀行(第二回)・第 五十国立銀行(第二回)・ 第三十三国立銀行(第三 回)・第百十八国立銀行 (第二回)・第二十七國立 銀行(第三回)
七月十四日	第三国立銀行(第六回)	
十九日	第六十国立銀行(第二回) ・第四十五国立銀行(第 二回)	
二十一日	第三十五国立銀行(第三 回)・第三十国立銀行(第 三回)・第三国立銀行(第 六回)・第四十五国立銀 行(第二回)・第六十国立 銀行(第二回)	三十日 第一国立銀行(第十二回) ・第四国立銀行(第十一 回)・第四十一国立銀行 (第二回)・第百四国立銀 行(第二回)・第二十国立 銀行(第四回)・第二国立 銀行(第十回)・第百十二 国立銀行(第二回)
二十二日	第八十五国立銀行(第一 ・二回)・第三十九国立 銀行(第二回)	
二十三日	第一百十八国立銀行(第二 回)	
二十五日	第十五国立銀行(第五回) ・第三十三国立銀行(第 三回)	明治十三年一月十七日 第八十五国立銀行(第三 回)・第三十国立銀行(第 四回)・第三国立銀行(第 七回)・第三十五国立銀 行(第四回)・第二十国立 銀行(第五回)・第百国立 銀行(第三回)
二十六日	第二国立銀行(第十回)・ 第三国立銀行(第六回)・ 第二十国立銀行(第四回) ・第二十七国立銀行(?) ・第三十国立銀行(第三 回)・第四十五国立銀 行(第二回)・第六十国立銀 行(第二回)・第百十二國 立銀行(第二回)・第八十 五国立銀行(第一・二回)	
二十八日	第一国立銀行(第十二回) ・第百四国立銀行(第二 回)・第四国立銀行(第 一回)・第四十一国立銀 行(第二回)・第百三十三 国立銀行(第一回)・第十	十九日 第六十国立銀行(第三回) ・第十五国立銀行(第六 回)・第八十五国立銀 行(第三回)・第三十国立銀 行(第四回)・第三国立銀 行(第七回)・第三十五國 立銀行(第四回)・第二十 国立銀行(第五回)・第百 国立銀行(第三回)・第百 十二國立銀行(第三回)
		二十二日 第六十国立銀行(第三回) ・第十五国立銀行(第六

	回)・第八十五国立銀行 (第三回)・第五十国立銀行 (第三回)・第二国立銀行 (第十一回)・第二十七 国立銀行(第四回)	十日 第一国立銀行(第十四回) ・第四十四国立銀行(第 四回)・第百二十三国立 銀行(第三回)・第二十国 立銀行(第六回)・第三十 三国立銀行(第五回)・第 百十六国立銀行(第三回)
二十四日	第二国立銀行(第十一回) ・第二十七国立銀行(第 四回)・第三十三国立銀 行(第四回)・第十国立銀 行(第六回)	十一日 第九十三国立銀行(第四 回)
二十七日	第二国立銀行(第十一回) ・第六国立銀行(第六回) ・第十国立銀行(第六回) ・第二十七国立銀行(第 四回)・第四十五国立銀 行(第三回)・第九十二国 立銀行(第三回)・第百十八 国立銀行(第三回)	
二十九日	第一国立銀行(第十三回) ・第二国立銀行(第十一 回)・第六国立銀行(第六 回)・第六十二国立銀行 (第三回)・第六十九国立 銀行(第三回)・第四十五 国立銀行(第三回)・第九 十国立銀行(第三回)・第 百十八国立銀行(第三回)	
七月十五日	第三十五国立銀行(第五 回)・第八十五国立銀行 (第四回)	
十七日	第八十五国立銀行(第四 回)	
八月二日	第三国立銀行(第八回)・ 第一百国立銀行(第四回)	
四日	第三国立銀行(第八回)・ 第三十三国立銀行(第五 回)・第一百国立銀行(第四 回)・第百十六国立銀行 (第三回)	
七日	第一国立銀行(第十四回) ・第二十国立銀行(第六 回)・第三十三国立銀行 (第五回)・第四十四国立 銀行(第四回)・第百十六 国立銀行(第三回)・第百 二十三国立銀行(第三回)	

## II. 国立銀行の二元的財務諸表体系

(承前)

「半季実際報告」が通説のいう「利益金処分後(済)貸借対照表」ではなくて「利益金処分前貸借対照表」であること、また、「半季利益金割合報告」が損益計算・処分財源調整計算・利益金処分(提示)計算の悉くを網羅した「完全結合計算書」であることについては、これまで繰り返し述べてきた。この『両報告』は、筆者(久野)のいう「提示型」(*proposed type*)の正則的な体系である。

第一国立銀行の場合、先の『両報告』は、明治六年十二月の第一回決算以来、一貫してこの「提示型」の体系をとってきた。明治十年六月の「法定雛形」の改訂に伴って「半季実際報告」が(それだけが)「利益金処分後(済)貸借対照表」から「利益金処分前貸借対照表」に変わったのではない。はじめ「宣言型」(*declared type*)の体系として始まり、明治十年六月の「法定雛形」の改訂に伴って、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」との体系、通説のいいうわゆる「跛行(脚)体系」に移行したのではない。かかる「跛行(脚)体系」ないし「不完全体系」なるものは、制度史上存在しなかったし、およそ理論的にも存在するはずがない。前述したように、通説での誤りは、「法定雛形」以前の「半季実際報告」を「利益金処分後(済)貸借対照表」であると誤

認したことには始まっている。さらに、通説は、「法定雛形」によって「半季実際報告」が「利益金処分前貸借対照表」に変わったとする誤りに加えて、しかも、にもかかわらず、どういうわけか、「半季利益金割合報告」のほうは、「それまでどおりの損益および利益金処分(宣言)結合計算書のままである」とした。ここにボタンのかけちがいに始まる二重の誤りが生じたのである。貸借対照表が「利益金処分前」のものに変わったと仮定した場合、これはあくまで仮定であって事実ではないが、もしそうだとして、この場合、この「利益金処分前貸借対照表」と一対をなす「損益および利益金処分結合計算書」が「それまでどおりの」、「宣言型」のままでいられるはずがない。当然のことながら、「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」から「損益および利益金処分(提示)結合計算書」に変わったとみて然るべきものである。

筆者(久野)は、前稿・《国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題》において、第一国立銀行の明治六年下半季・第一回決算から明治九年上半季・第六回決算にいたる間について、この銀行が大蔵省に提出した「半季実際報告」・「半季利益金割合報告」と、この銀行が「東京日々新聞」(明治五年壬申二月二十一日・西暦1872年3月16日創刊)に公(広)告した「総勘定(書)」(貸借勘定書)・「差引表」(損益勘定表)とについて、これらの二元的財務諸表体系の実態を解析し、その問題点を指摘した。また、大蔵省に提出した『両報告』(財務諸表)が「宣言型」としてのいわゆる「完全体系」から「跛行(脚)体系」に移行したとする通説が誤りであることを指摘した。すなわち、通説とは異なり、首尾一貫して「提示型」の体系をとってきたこと、すなわち、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分(提示)結合計算書」からなる「正則的」な体系であったことを実証し、さらに、明治十年六月の「法定雛形」の改訂を機

として、「半季実際報告」という名の「貸借対照表」が「利益金処分後」のものから「利益金処分前」のものに変わったとする通説の事実誤認を指摘するとともに、「利益金処分前貸借対照表」・「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」からなる通説のいわゆる「跛行(脚)体系」という主張ないし非難が、事実上なりたたないことを実証した。さらに、前稿では、「差引表」(損益勘定表・損益勘定)が二転三転して結局は「利益金処分計算」を内容とするものに落ち着いた経緯を解析した。国立銀行およびその後身の普通銀行が公(広)告した「損益勘定」は、「利益金処分計算」もしくは「欠損金処理計算」を内容とする定型に落ち着くのであるが、第一国立銀行の先の経験は、制度史上はなはだ示唆に富むものであった。本稿では、その要点を整理して再説しつつ、ひきつづき明治十三年上半季・第十四回決算にいたる間の同行の『決算公(広)告』の事情および各国立銀行の『決算公(広)告』の実況を解析したい。

筆者(久野)の手元にある『第一国立銀行半季実際考課状綴』に添付されている財務諸表は、この銀行が大蔵省に提出した「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」とである。この『両報告』は、「半季実際考課状」の本文に含まれているのではなくて、「別表(葉)」として添付されているものであったことを、とくに指摘しておく。「半季実際考課状」の本体には、「損益勘定ノ事」として「利益金処分案」が示されているだけで、財務諸表が含まれているわけではないのである。各国立銀行の場合もまたすべて同様であった。

第一国立銀行の場合、大蔵省に提出した『両報告』は、明治十年六月に改訂の「法定雛形」の以前も以後も一貫して同じ体系・構造・名称・様式の「提示型」の財務諸表であった。「半季実際報告」は「利益金処分前貸借対照表」であり、「半季利益金割合報告」は「損益および利益金処分(提示)結合計算

書」であった。「提示型」の体系である。他方、同行が「東京日々新聞」に公(広)告した財務諸表はどうか。「定型」のトリオに落ち着くまでの経緯をみても、また、「定型」のトリオと比べてみても、先の『両報告』とは、まったく異なる。体系も、構造も、名称も、様式もすべて異なる。第一国立銀行の場合のように二系統の二元的財務諸表体系が、相互に干渉する事無く、まったく別個に並列的・平行的に作成されている場合と、V.の(2)で述べる第十七国立銀行の場合のように、同一の銀行で時期的に交替して採用されている場合があるが、筆者(久野)は、前者を「並列型」(*parallel type*)、後者を「直列型」(*series type*)と名付けておく。

### III. 『決算公(広)告』の類型：「東京日々新聞」(皇明治七年七月)

#### ——公告・「損益勘定」(Profit and Loss Account) の「類型」——

第一国立銀行の明治六年下半季・第一回決算は、明治六年十二月三十一日であったから、『決算公(広)告』が新聞の紙面に現れるのは、明治七年一月中とみてよからう。すでに前稿で示しておいたように、「東京日々新聞」には、第一回決算について『決算公(広)告』をする旨の第一国立銀行の予告記事がのっている。しかし、同紙面をくまなく探しても、『決算公(広)告』は見当らない。奇妙なことである。

他方、第一国立銀行の第三回・「半季実際考課状」(明治七年下半季)には、注目すべき次の記事がある。

#### 銀行諸報告ノ事

前半季公示イタシ候第二考課状並ニ勘定報告刊行ノ儀ハ紙幣寮伺済ノ上活字刊行イタシ  
株主一同並得意先エ配賦イタシ且勘定報告ノ儀ハ其要件ヲ取捨折衷シ内外新聞ヘ附シテ広

#### 告イタシ候

明治七年上半季・第二回決算につき、その「勘定報告」の要件を、「取捨折衷」して、「内外新聞」に広(公)告した旨が、明治七年下半季の第三回・「半季実際考課状」の本文にみえているのである。

筆者(久野)の場合は、この第二回の『決算公(広)告』を、東京で最初に創刊された日刊新聞である「東京日々新聞」の紙面で発見した。第一回の『決算公(広)告』が同紙面に見当らないことは、すでに述べた。第一国立銀行は、その本店が東京であり、大阪(坂)、横浜、神戸に三支店を開設した。かかる状況で東京で最初の日刊新聞に『決算公(広)告』をするのがごく普通であると考えたので、まずごく自然に「東京日々新聞」に見当をつけたわけである。

「東京日々新聞」の紙面からみても、また、先の「銀行諸報告ノ事」の記事からみても、第一国立銀行が『決算公(広)告』を始めたのは、第二回決算からである。これは、ほぼ確かであろうと思う。

「銀行諸報告ノ事」の記事に、「内外新聞ヘ附シテ広告イタシ候」とあるのは、どうしたことか。同時に二紙に広告しようと、「東京日々新聞」だけに広告しようと、その内容に変わりはないのだから、どうでもよいようにも思えたが、なんだか落ち着かないで「内外新聞」を調べようと思った。しかし残念ながら国立国会図書館(4階)には見当らなかつた。もっとも、当方の調査が不十分だったのかも知れないが、当時の東京の三大新聞といえば、福地桜痴の「東京日々新聞」、矢野龍溪の「報知新聞」および成島柳北の「朝野新聞」であり、「東京日々新聞」は政府の御用新聞といってよい。「内外新聞ヘ附シテ広告」とは、どうにも腑に落ちない話である。

第一国立銀行の『決算公(広)告』で、特徴的な先述の3勘定の「定型」のトリオが確立



したのは、「第六回(明治九年上半季)決算公告」である。その前回の「第五回(明治八年下半季)決算公告」と比較して検討したい。

明治九年七月二十二日の「第六回決算公告」では、「総勘定」・「貯蓄金勘定」・「損益勘定」の三本建ての体系となった。それぞれに「利益金処分前貸借対照表」・「利益剩余金計算書」・「利益金処分計算書」である。このような体系が『銀行簿記精法』・『香港上海銀行』で採用されていたことは、しばしば述べた。明治九年一月二十日の「第五回決算公告」の場合は、「利益金処分後(済)貸借対照表」・「損益および処分財源調整計算書」であったのであるから、この変化は大きい。「第五回決算公告」および多くの国立銀行決算公(広)告での「損益勘定」の最終差額である「純益金」は、「当期純利益」ではなくて、「当期末処分利益」(処分可能利益)であり、「利益金処分計算」の領域は含まれていない。「第六回決算公告」の「損益勘定」は、英国の *Published Profit and Loss Account* であり、その内容は「利益金処分計算」である。「損益計算」の領域は含まれていないのである。「第六回決算公告」のこの体系が、第一国立銀行では継承されていくのである。その他の多くの国立銀行では、「総勘定書」もしくは「貸借勘定表」という名称の「利益金処分前貸借対照表」と、「差引表」もしくは「損益勘定書」という名称の「損益および処分財源調整計算書」であった。明治九年一月二十日の「第五回決算公告」(明治八年下半季)と明治九年七月二十二日の「第六回決算公告」(明治九年上半季)とを対比して前頁に掲示する。

第一国立銀行が、筆者(久野)のいういわゆる「定型」のトリオ、すなわち「利益金処分前貸借対照表」(総勘定)・「利益剩余金計算書」(貯蓄金勘定)・「利益金処分計算書」(損益勘定)からなる『決算公(広)告』の体制を確立したのは、明治九年七月二十二日の公(広)告からであり、後に明治十九年七月二十九日

の「第二十六回決算公告」で「貯蓄金(積立金)勘定」が廃止されるまでつづくのである。この『決算公(広)告』での「損益勘定」は、「損益計算書」を含まない「利益金処分計算書」であったことをとくに注目されたい。後にも詳しく述べるが、第一国立銀行の『決算公(広)告』における「損益勘定」は、第二回以来、「東京日々新聞」の紙面では、次頁・上段のように変遷しているのである。

この銀行が、この時期を通じて、大蔵省に提出した「半季実際報告」が「利益金処分前貸借対照表」であり、「半季利益金割合報告」が「損益計算・処分財源調整計算・利益金処分計算」の悉くを網羅した「完全結合計算書」(*Detailed Profit and Loss Account*)であったことは、しばしば述べた。

この銀行の「決算公告・損益勘定」の推移をみると、大蔵省に提出した「半季利益金割合報告」の三つのパートが、それぞれに姿を現して結局は「利益金処分計算書」に落ち着くのである。次頁・中段を参照されたい。

「東京日々新聞」にみられる国立銀行の『決算公(広)告』のなかでとくに目立つのは、第三國立銀行(第二回)である。明治十年七月二十八日の紙面での実況は、次頁・下段のようであった。

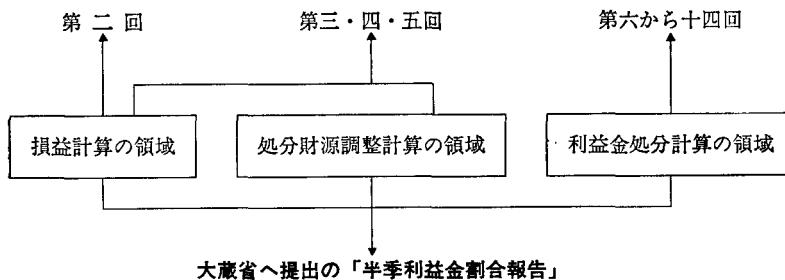
「前半季ノ損益勘定ヲ詳明ニシ 第二回ノ報告書ヲ作リ株主一同ニ公布」とあり、また「右損益ノ勘定表」とあるものは、「利益金処分計算書」であり、*Profit and Loss Account* の *Published Form* である。この公(広)告には、「貸借対照表」もなければ、「損益計算書」もない。さればといって、「損益および利益金処分結合計算書」もないし「損益および処分財源調整計算書」もないのである。かかる事例は、上記の「東京日々新聞」の公(広)告には、このケース以外にはみられなかった。また、第三國立銀行の場合でも、このときだけであった。明治十一年二月六日の同

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前) (久野)

第一国立銀行・「損益勘定」

(「東京日々新聞」)	(決算回数)	(損益勘定の内容)
明治七年七月二十二日	第二回	→損益計算書(前期繰越金を含まず)
明治八年一月七日	第三回	
七月十五日	第四回	→損益および処分財源調整計算書 (前期繰越金等を含む)
明治九年一月二十日	第五回	
七月二十二日	自第六回	
明治十三年八月七日	至第十四回	→利益金処分計算書

「東京日々新聞」の『決算公(広)告』(「損益勘定」)



明治十年七月十一日	東京第三国立銀行	第三国立銀行当七月十一日株主総会ニ於テ本年前半季間実際ノ損益勘定ヲ詳説ニシ第二回ノ報告書ヲ作リ株主一同ニ公布スル所左ノ如シ	
		当季純益金	一四、七九五五八一
		損益勘定	一四、七九五五八一
		入方	一四、七九五五八一
		出方	一四、七九五五八一
		総計	一四、七九五五八一
		当季割賦金	一四、七九五五八一
		家具代ノ内償却	一四、七九五五八一
		諸役員賞与金	一四、七九五五八一
		積立金	一四、七九五五八一
		後半季繰込高	一四、七九五五八一
		但一株ノ配当金五円三十銭宛	一四、七九五五八一
		一分二厘三毛余ニ当ル	一四、七九五五八一
		是ハ株金漸次募集セシニヨリ其積数ヲ以テ算計	一四、七九五五八一
		スル所ノ平均高此ノ如シ	一四、七九五五八一
		ヲ示スモノナリ	一四、七九五五八一
		右損益ノ勘定表ハ精シク調査シテ以テ其確実ナル	一四、七九五五八一

行の第三回では、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分結合計算書」を公(広)告している。「損益勘定」(だけを)公(広)告した事例は、後に、第五十七国立銀行にみられた。

明治十一年二月六日の紙面には、偶然であるが、さまざまなタイプの公(広)告がみられる。第一、第二、第三、第四および第二十の各国立銀行の『決算公(広)告』を次頁以下に掲示する。なお第四国立銀行の「実際考課状」の「第二回半季報告」も参考のためにここで紹介しておこう。

「東京日々新聞」紙面の『決算公(広)告』で見る限り、その調査の範囲が限定されており、一概にはいえないけれども、大勢を概観して敢えて分類すれば、次のようになる。

(1) 「利益金処分計算書」だけ公(広)告している場合。第三国立銀行(後に第五十七国立銀行)の場合である。レーー・ケースである。

(2) 第一国立銀行の「総勘定」・「貯蓄金(積立金)勘定」・「損益勘定」の3勘定の体系、筆者(久野)のいう「定型」のトリオ。「損益勘定」の内容は、「利益金処分計算書」である。第四国立銀行の「第八回」および第十国立銀行の「第四回」がこれである。

(3) 「定型」のトリオから「貯蓄金勘定」(積立金計算書たる「利益剰余金計算書」)を除いた筆者(久野)のいう準「定型」のペア。このケースでは、当然のことながら公(広)告の内容は、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」とである。第二十国立銀行の「第一回」その他がこれである。

以上の場合、(1)を除いて、(2)、(3)の場合では、公(広)告されている「貸借対照表」に相当する総勘定(書)の内容は、その名称の如何にかかわらず、「利益金処分前貸借対照表」である。次掲の(4)と(5)も「利益金処分前貸借対照表」であることに変わりはないのである

が、問題は、それとともに公(広)告されている「損益勘定」の内容である。概ね、次の(4)・(5)と(6)の二つのケースに分かれる。

(4) 「損益勘定」の内容が、「損益および利益金処分結合計算書」となってはいるが、「損益計算」の部分に、とくに「収益」の部分につきその内訳を省略して「総益金」として一本で表示しているケース。「費用」の部分も「何々等」・「利払其他諸入費」とするケースもある。

(5) 「損益勘定」の内容が、完全な「損益および利益金処分結合計算書」となっているケース。

(6) 「損益勘定」を除く公(広)告の部分が「銀行ノ負債義務ニ属スル分」とあり、「銀行ノ資産権利ニ属スル分」とあるにもかかわらず、その内容をみると、前者は「負債と収益」、後者は「資産と損費」を掲示している場合がある。第二国立銀行の「第七回決算公(広)告」(明治十年下半季)がそれであり、その先例は、第四国立銀行の「第二回半季報告」(明治七年下半季)である。これらは、いずれも「決算整理後試算表」であり、大蔵省に提出した「毎月実際報告」に由来するものである。

第一国立銀行の3勘定の体系、いわゆる「定型」のトリオを踏襲した第十国立銀行の「第四回決算公告」を、14頁・上段に掲示する。12頁・下段に掲示した同タイプの第四国立銀行の「第八回決算公告」も同時に参照されたい。両行とも「貯蓄金勘定」でなく、その名称が「積立金勘定」となってはいるが、「利益剰余金計算書」としての内容からみれば、両者はまったく同類である。

先の(4)・(5)のケースに関連していくと、「損益勘定」の内容が「損益および利益金

## 国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前) (久野)

明治二十一年六月二日 京東夕新聞



国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前) (久野)

The table illustrates the evolution of accounting statements from the First National Bank to the Second National Bank. It highlights the 'Profit and Loss Account' (損益勘定) and other financial statements like the 'Statement of Financial Position' (財務諸表) and 'Statement of Income and Expenses' (収支計算書).

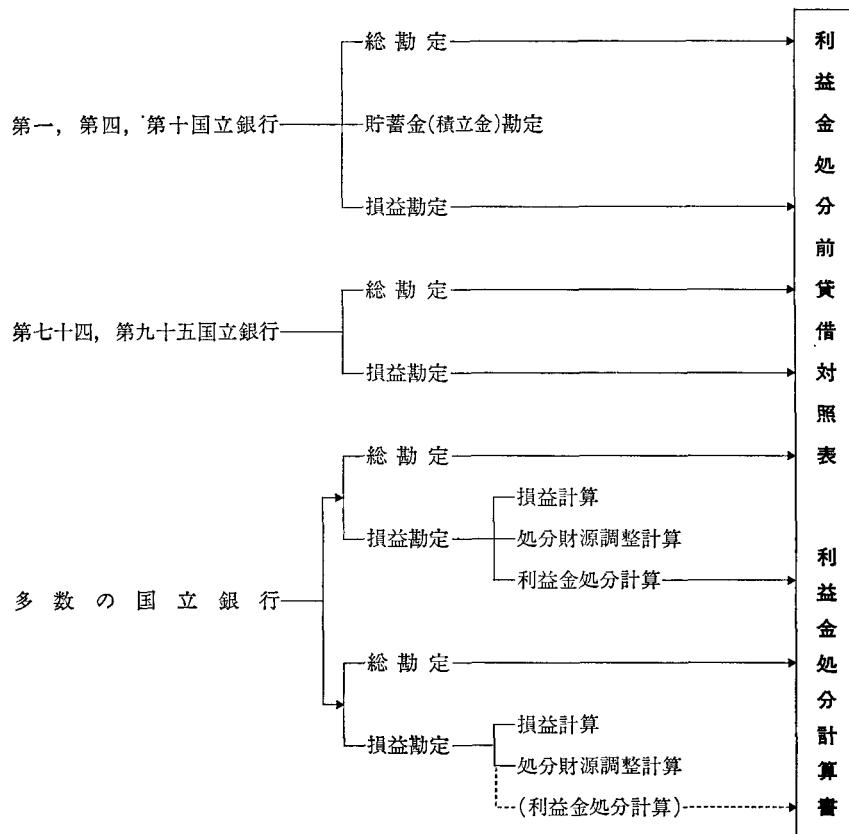
Period	First National Bank		Second National Bank	
	日本語	英語	日本語	英語
明治十一年一月	同同取行定 総額表並損益勘定	General Profit and Loss Statement	同同取行定 總額表並損益勘定	General Profit and Loss Statement
明治十二年一月	右貸借勘定 並損益勘定	General Profit and Loss Statement	右貸借勘定 並損益勘定	General Profit and Loss Statement
明治二十一年一月	右貸借勘定 並損益勘定	General Profit and Loss Statement	右貸借勘定 並損益勘定	General Profit and Loss Statement
明治二十二年一月	右貸借勘定 並損益勘定	General Profit and Loss Statement	右貸借勘定 並損益勘定	General Profit and Loss Statement
明治二十三年一月	右貸借勘定 並損益勘定	General Profit and Loss Statement	右貸借勘定 並損益勘定	General Profit and Loss Statement

「処分結合計算書」になっている場合で、かつ、収益と費用の内訳が明示されている場合は、その事例がはなはだ少ない。「東京日々新聞」(明治十二年七月二十三日)の紙面にみられる第百十八国立銀行・第二回(明治十二年上半季)の「損益勘定」は、この稀な事例である。この種の「完全結合計算書」を作る場合でも、多くの国立銀行では、収益は「総益金」(前半期繰越利益金を含む)として報告し、費用は「利払其他諸入費」とか「給料營繕其ノ他」等とする場合が多い。第百十八国立銀行の当時としては珍しい損益計算の内容を具備した事例を次頁・下段に示す。なお、この場合では、「前半季繰越利益金」はない。

国立銀行・『決算公(広)告』の財務諸表体系について、第一国立銀行の「定型」のトリオその他について述べ、とくに、「損益勘定」の類型についても言及してきたが、いずれの

場合にもせよ、「総勘定(書)」が「利益金処分前貸借対照表」である点については、一貫して変わりはない。問題は、「損益勘定」の内容である。国立銀行が普通銀行に転換した時期、すなわち、明治三十年の前半ごろまでを考えると、結局、とどのつまりは、その内容が「利益金処分計算書」つまり Profit and Loss Account の Published Form に落ち着くのであるが、それまでの経緯をみると、各国立銀行が公(広)告した「損益勘定」の内容は、「損益および処分財源調整計算書」であった場合もあるが、数からいえば少數で、「損益および利益金処分結合計算書」である場合が、圧倒的に多かった。ただしこの場合でも、比較的古い形式を踏襲したものと、そうでないものとがある。前者を便宜上、「残テ金」の型と呼んでおこう。初期の第四国立銀行の「半季実際考課状」にもみられる。その数からいえば少ない。これらが、いずれも





#### Profit and Loss Accountの Detailed Form

であることは、いうまでもない。第一国立銀行の場合では、明治十九年七月二十九日の「第二十六回決算公告」以後は、3勘定の体系つまり「定型」のトリオから「貯蓄金勘定」(積立金勘定)が除かれて、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」となる。準「定型」のペアは、もともとこの体系であったが、多くの国立銀行の場合は、「損益および処分財源調整計算書」あるいは「損益および利益金処分結合計算書」を経て、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」の体系に落ち着いたのである。

簡単なダイヤグラムで示すと、上のとおりである。

#### IV. 第四国立銀行・『決算公(広)告』の注目すべき推移

同行の明治七年下半季「第二回半季報告」以下については、『経済論集』第22巻・第2号の『わが国財務諸表の生成に関する事例研究』・「IV. 第四国立銀行初期の実況と問題点」で述べ、『わが国財務諸表制度生成史の研究』(学習院大学研究叢書15)にも収録したので、繰り返さない。

ここでは、同行の次掲の「東京日々新聞」紙面の『決算公(広)告』にみられる注目すべき推移を、とくに指摘したい。





り、後者は「利益金処分計算書」である。「積立金勘定」という名称の「利益剰余金計算書」は無くなっている。『銀行簿記精法』・「香港上海銀行」以来の、筆者(久野)のいう「定型」のトリオから、「積立金勘定」が外されて筆者(久野)のいう準「定型」のペアに変わったのである。「損益計算」の領域は、まったく含まれていない。

「第七回半季廣告」の「損益勘定」は、Profit and Loss Account の *Detailed Form* であり、「第八回半季実際報告」の「損益勘定」と「第十一回半季実際公告」の「損益差引表」は、ともに、Profit and Loss Account の *Published Form* である。

## V. 事例研究：「並列型」(*parallel type*)と「直列型」(*series type*)

### (1) 第一国立銀行の場合

第一国立銀行の二元的財務諸表の実態については、前稿の「V. 第一国立銀行の二元的財務諸表体系」で詳細に述べた。ここでは、その要点を述べ、あわせてその問題点を指摘するに止める。

同行の場合は、明治十年六月の「法定雛形」の改訂以前から、この雛形の体系、用語、様式、に即した「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」とを作成し、大蔵省に提示・報告していた。前者は、明治六年十二月の第一回決算以来、首尾一貫して「利益金処分前貸借対照表」であり、後者は、「損益計算・処分財源調整計算・利益金処分(提示・予定)計算」の悉くを網羅した「損益および利益金処分結合計算書」であった。

一方、同行が「東京日々新聞」に公(広)告した『決算公(広)告』はどうか。前稿のIV. とV. で述べ、また本稿のII. でも補筆しておいたように、初期のころ、多少の糺余曲折はあったが、結局のところ、「総勘定」・「貯蓄

金勘定」・「損益勘定」の3勘定の体系に落ち着いた。それに「利益金処分前貸借対照表」・「利益剰余金(積立金)計算書」・「利益金処分計算書」であった。再三述べたようにこの公(広)告・財務諸表の体系には、「損益計算書」は存在しないのである。

大蔵省に報告・提示した『両報告』と、「東京日々新聞」に公告した3勘定とでは、財務諸表の体系、用語、様式、が悉く異なっており、さらに、報告科目名にも相違がある。典型的な「並列型」(*parallel type*)である。

かかる二系統の二元的財務諸表の「並列型」体系が、どのような事情で齎されたのであるか、実証資料に基づいて立証し解明することは、はなはだ困難である。以下のところ、何ともいいがたいが、筆者(久野)の推論を述べるに止める。

この問題の焦点は、「半季利益金割合報告」と「損益勘定」とである。Profit and Loss Accountについて、*Detailed Form* と *Published Form* とがあることを、大蔵省当局者および第一国立銀行の当事者が、英國の実況についてよく承知し、大蔵省提出用と新聞公(広)告用との両者を巧みに使い分けているとしか理解しようがない。まあ多少とも買被りの気味もあるが、このように考えたい。

『銀行簿記精法』に例示された「香港上海銀行」の財務諸表に由来する3勘定にはしばしば指摘したように、「損益計算書」が完全に欠落している。監督官庁としての大蔵省が、かかる財務諸表を提出・報告させるはずがない。*Published* という意味を「新聞公(広)告」と「株主総会・提示」との両者にあてはめることはあるにしても。

### (2) 第十七国立銀行の場合

ここで検討した資料は、明治十二年下半季・第五回から明治二十四年下半季・第二十九回までである。第一回から第四回までは、資料が欠けている。

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前)(久野)

第一國立銀行半季實際報告								
借方			貸方					
摘要	金額	總計	摘要	金額	總計			
明治十一年八月三十日	東京第一國立銀行頭取 處理 人 永田善七							

合計	積株			定期預金			貸付			萬借 摘要 要 金 額
	○株主ヨリ臨時預金	○損益勘定	○他店ヨリ借	定期預金	常座預金	手形	定期預金	常座預金	手形	
	高	益金	高	三、五、一六〇	三、六、九九	四、五	一六、〇〇〇	一六、六七	四、一	
本年八月三十日	一、九、四、三	二、九、三、五	二、七、五、三	一、六、三、四						
六六六	大三	西一	二八	六九七	六九九	六九九	六九九	六九九	六九九	七一七
合計	紙銀金銅計入費	○家用器	○外家作土器	○銀行所有物	○補正勘定	○雜勘定	荷物換手	常座預金貸越金	○人民へ貸	○政府へ貸
至二、五、三	三、三、九、一	六、一、一、九	六、一、一、九	九、二	三、八、五	一〇〇	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
六六六	六六六	六六六	六六六	九〇	四八一	七	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
合計	紙幣貨幣	○金銀有高	○小額預金	○小額預金	○他店へ貸	○雜勘定	荷物換手	常座預金貸越金	○人民へ貸	○政府へ貸
至二、五、三	三、三、九、一	六、一、一、九	六、一、一、九	九、二	三、八、五	一〇〇	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
六六六	六六六	六六六	六六六	九〇	四八一	七	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
本年八月三十日	一、九、四、三	二、九、三、五	二、七、五、三	一、六、三、四						
六六六	大三	西一	二八	六九七	六九九	六九九	六九九	六九九	六九九	七一七

第十七國立銀行明治十二年下半季實際報告





第十七國立銀行廿一年上半季實際報告

借 方

負債業務二屬スル分

一金貯蓄万圓  
一金券万千圓  
一金票万千五百圓裕七圓三拾三錢五圓  
一金票万四百三拾壹圓三拾五錢四圓  
一金票四万八千八百五拾八圓  
一金票九万五千七百圓六六圓四錢五圓  
一金票五千七百圓裕四圓五錢五圓  
一金票七万六千七百八拾六四拾五錢五圓  
一金票万五千七拾圓四拾三錢三圓  
一金票九千七千五百五拾四圓五拾西錢五圓  
一金票万九千五百七拾二圆六拾六錢九圓  
一金票四千七百三拾二圆九拾錢五圓  
一金票萬貳拾七圓  
一金票三万一千四百七拾九圓貯拾八錢七圓  
一金票四万四千五百五拾圓貯拾八錢六圓  
一金票五千四百四拾九八拾六錢六圓  
一金票千百六拾五圓七錢八圓  
一金票万四百四拾圓  
總計金百七万零七千七拾九圆八拾六錢三圓

貸 方

資產權利二屬スル分

一金三存四万貯五百裕五圓三拾九錢八圓  
一金六千五百貯裕七圓三拾三錢五圓  
一金貯一千貯八百拾九圓三拾五錢四圓  
一金貯拾五千九百八拾貯九拾七錢四圓  
一金貯万三千六百六拾四圓四拾五錢五圓  
一金貯万一千六百貯九拾七拾六錢三圓  
一金七万九千六百貯九拾八拾六錢九圓  
一金三万八千百拾貯圓五拾錢  
一金八千九百四拾貯八錢八圓  
一金票万六千八百拾九拾七拾七圓  
一金票五千七百四拾四圓五拾錢五圓  
一金貯万三千三百六拾貯八拾二錢三圓  
一金貯一千五百拾九圆八拾五錢五圓  
一金貯拾万三千五百九拾四拾七拾五錢七圓  
內儲貯拾万九千五百八拾三圓貯拾六錢七圓  
總計金百七万三千七千七拾九圆八拾六錢三圓

株 金

積 立 金

紙幣消却元資積立金

紙幣消却預夕金

發行紙幣

御用當座預金

御用仕拂送金手形

國庫預金

日本銀行雜勘定

當座預金

振出手形

剪段預り金

仕拂送金手形

他店ヨリ借

當座預利金

前半季越額高

全額付歸

第十七國立銀行廿一年上半季利金割合報告

利 息

公債征利息

割 手 數 料

公債證券的義金

雜 益 金

交換行歩

公債征借實質金

雜稅及人

雜費及人

總計金三万七千六百四拾三圓八錢

內 金五千九百四拾六圓三拾八錢七圓

金九拾八拾五拾貯五錢五圓

金四千四百六拾九圆六拾九錢九圓

金千五百七拾圓四拾空面

金七百三拾九拾五錢五圓

金五十拾三圓三拾六錢五圓

金十三百四拾圓八拾八錢八圓

小計金壹萬零八拾三圓貯拾壹圓四圓

差引後

金貯万五千四百五拾九圆八拾六錢六圓

金千百六拾五四圆七錢八圓

金三万四百四拾圓

合計金五万七千六拾四圓九拾四錢四圓

前半季越額高

利 益 金

前半季越額高

雜 費

廿一年上半季銀行稅

紙幣消却元資積立金

紙貨金消却

雜費準備

役員賞與並交換費

純 益 金

精 立 金

三輪金ノ

五百圓金二付

五百圓ノ

後半季ヘ納込高

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前) (久野)

明治十二年下半季実際報告は、明治十年六月に改訂された「法定雛形」に準拠している。ただ、横組と縦組の違いがあるだけである。いずれも「利益金処分前貸借対照表」である。

明治十二年下半季利益金割合報告は、同様に、先の「法定雛形」に準拠している。いずれも「損益および利益金処分(提示)結合計算書」である。

「法定雛形」に準拠している第一国立銀行の明治十年上半季・『両報告』と、第十七国立銀行の「明治十二年下半季・第五回」とを比較して19頁・20頁に示そう。

「明治十五年上半季・第十回」では、半季実際報告の「損益勘定」が、「当半季利益金」の報告について、「総益金」と「損失金」との両建てになっている。珍しいケースである。次のとおりである。

借方	損益勘定	
	当 半 季 総 益 金	55377・869
	前 半 季 繰 越 高	448・946
貸方	損益勘定	
	当 半 季 損 失 金	35098・262

「明治十六年上半季・第十二回」では、この両建てを廃して、もとにもどり次のようになる。

借方	損益勘定	
	当 半 季 利 益 金	17086・798

前 半 季 繰 越 高	612・384
前半季繰越滞貸準備	966・000
小計	18665・182

なお、この回では、「株主ヨリ借」が「株主勘定」となっている。

「明治二十年上半季・第二十回」では、一転して、横組となった。21頁のとおりである。

「明治二十一年上半季・第二十二回」では、22頁のように注目すべき変化が起こる。この季からは、大蔵省に提出する『両報告』の「法定雛形」に準拠した様式をとりやめ、『決算公(広)告』の様式を採用している。「借方

負債義務ニ属スル分」・「貸方 資産権利ニ属スル分」というタイトルを用い、また、科目とその配列など、すべて公(広)告の様式である。

「明治二十三年下半季・第二十七回」では、「借方 銀行負債義務ニ属スル分」・「貸方 銀行資産権利ニ属スル分」となった。「銀行」の二字が加わっただけである。

大蔵省に提出の『両報告』の「法定雛形」に準拠した様式と『決算公(広)告』の様式とが、相互に干渉する事無く別個に「並列」するのではなく、同一の銀行で時期的に交替して「直列」しているのである。典型的な「直列型」(series type)である。